表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和４年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
本　　局	広島市安芸区上瀬野町、上瀬野一丁目
本　　局	広島市安芸区畑賀町
本　　局	安芸郡熊野町
本　　局	安芸郡熊野町川角一丁目、二丁目、三丁目、五丁目
本　　局	安芸郡坂町
本　　局	安芸郡坂町横浜中央三丁目
本　　局	安芸郡坂町横浜西一丁目
本　　局	安芸郡海田町東海田
廿 日 市 支 局	廿日市市吉和
廿 日 市 支 局	廿日市市宮内、宮内一丁目
東 広 島 支 局	東広島市西条下見五丁目
東 広 島 支 局	東広島市西条町吉行
東 広 島 支 局	東広島市西条町御薗宇
東 広 島 支 局	東広島市八本松町原
呉　支　局	呉市天応町
呉　支　局	江田島市江田島町
呉　支　局	江田島市江田島町江南一丁目
呉　支　局	江田島市大柿町深江
尾 道 支 局	三原市高坂町真良
尾 道 支 局	三原市沼田東町納所
福 山 支 局	福山市内海町
三 次 支 局	三次市大田幸町
可 部 出 張 所	広島市安佐北区三入一丁目、三丁目、四丁目、六丁目、七丁目